

関ヶ原町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 関ヶ原町

事 業 名 : 公共下水道

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	・「公共」平成10年4月1日 (供用開始後27年:令和7年度末)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	・「公共」16.9人/ha (令和6年度地方公営企業決算状況調査)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	・「公共」1処理区(関ヶ原処理区)		
処 理 場 数	・「公共」1か所(関ヶ原浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	・「広域化」該当なし ・「共同化」該当なし ・「最適化」令和元年度に農集の玉地区を公共下水道へ統合しています。接続意思のない家屋や事業所、合併浄化槽にて整備予定の区域など、下水道接続予定のない区域については計画区域から除外し、事業効率の向上を図ります。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	上水道を利用している場合は、基本料金と超過料金から使用料金を算定します。(月額、税別) 基本料金:10m ³ まで1,800円 超過料金:11~50m ³ まで140円/m ³ 、51~100m ³ まで160円/m ³ 、101m ³ 以上180円/m ³				
業務用使用料体系の 概要・考え方	-				
その他の使用料体系の 概要・考え方	上水道以外を使用している場合は、以下となります。 (1) 一般家庭において井戸水を使用している場合は、居住者の人数によって汚水量を算定します。 (2) 一般家庭において上水道と井戸水併用で使用している場合、居住者の人数で算定しますが、上水道で使用した水量が認定汚水量を超えたとき、上水道で使用した量を汚水量として算定します。 (3) 営業等の用途の場合、井戸水の配管に量水器を取り付けて算定します。ただし、上水道と井戸水の併用使用の場合、合算した汚水量を算定します。 水道水以外の認定汚水量は以下のとおりです。 居住者数1人:10m ³ 、2人:17m ³ 、3人:24m ³ 、4人:30m ³ 、5人:35m ³ 、6人:39m ³ 、以降1人増すごとに4m ³ を加算します。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,520 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,160 円
	令和5年度	3,520 円		令和5年度	3,902 円
	令和6年度	3,520 円		令和6年度	3,912 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。
 *3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

イ-1_総務省様式

③ 組織

職 員 数	4名(令和7年4月1日現在)
事業運営組織	水道環境課 下水道係:4名 水道環境課は、水道係、環境衛生係、下水道係、庶務係の4係体制で、下水道係は4人(うち、他係との兼務3人)で、公共下水道と農業集落排水の運営を行っています

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設の維持管理業務を中心に民間委託を進め、業務の効率化を図り、維持管理業務については、個別から一括発注に切り替える(包括的民間委託)等、経費削減に努めています。本計画期間及びそれ以降もこれを継続します。 ・維持管理の民間委託
	イ 指定管理者制度	未実施
	ウ PPP・PFI	未実施
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	取組みなし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	取組みなし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

行政人口の減少に伴い漸減が予想されます。

区分	R6(実績)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
公共	4,991	4,966	4,918	4,845	4,750	4,657	4,566	4,483	4,403	4,323	4,245	4,169

(単位:人)

(2) 有収水量の予測

処理区域内人口の減少に伴い減少が予測されます。

区分	R6(実績)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
公共	438,885	455,960	456,950	455,520	451,778	448,037	444,407	441,216	436,045	428,123	420,421	412,828

(単位: m³/年)

イ-1_総務省様式

(3) 使用料収入の見通し

令和10年度に使用料改定を予定しています。

(単位：千円)

区分	R6(実績)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
公共	78,036	78,000	81,248	80,994	104,427	103,562	102,723	101,986	100,790	98,959	97,179	95,424

(4) 施設の見通し

・管きょ施設

将来的には老朽管が急増することが見込まれるため、ストックマネジメント計画に基づき、費用の低減と平準化を図りながら計画的な修繕・改築を実施します。

・処理場施設

ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を実施します。

・マンホールポンプ施設

設備の耐用年数が10～20年と短いことから、適切な維持管理を行いながら、処理場同様にストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を実施します。

(5) 組織の見通し

施設の老朽化対策や維持管理業務の増加が予測されますが、民間委託を活用し限られた人員で運営を行います。

3. 経営の基本方針

本町では、これまで生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として、下水道事業を進めてきました。これらの事業を継続していくためには、計画的かつ合理的な事業経営を行い経営基盤の強化を図っていく必要があります。

<下水道の基本理念>【快適な生活環境の中で暮らせるまちを維持するために】

<施策及び目標>

1) 効率的な運営管理

・ストックマネジメント計画の推進により、維持管理と設備の更新時期を平準化し、効率的な事業推進を図る

・水洗化率の向上に努める

2) 計画的な事業執行

・限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行い、業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組む

3) 収入の確保と負担の適正化

・財政基盤強化のため、収入確保と一般会計の負担区分の適正化を図る

・収入確保のため確実に使用料を徴収するとともに、適正な料金の設定・改訂を行う

イ-1_総務省様式

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	令和6年度実績額をベースに、事業区分・年度毎に下記の費用などを加味し、計画、進行中の事業の整合性と投資の平準化を考慮した投資計画とします。

<公共下水道事業>

ストックマネジメント計画による処理施設の改築及び耐震化対策事業を行う予定です。これら2つの事業の整合を図り、効率よく事業を進める必要があります。ストックマネジメント計画では、処理施設の電気設備、建築電気設備の更新を平準化して行います。耐震化対策では、処理施設の耐震化工事を平準化して、令和11年度までに行います。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	令和6年度実績額をベースに、事業区分・年度毎に下記の費用などを加味し、更新工事の財源には、国庫補助(事業費の50%)、企業債(工事費の45%)を用いるとともに、公営企業の繰出し基準に基づく、適正な繰入を行います。

令和6年度実績額をベースに、事業区分・年度毎に下記の費用などを加味しました。

<使用料収入>

使用料収入の推移については、計画期間内の使用料収入は水洗化率の上昇により微増する計画です。料金改定については、計画期間内の令和10年度に料金の改定を予定しています。

<企業債>

更新工事費の45%を企業債の対象とします。また、起債償還の償還期限は30年とします。起債償還の償還方法は元利均等方式とし、利率は令和6年度現在の1年賦、据置期間5年、貸付期間30年の条件の場合での利率2.0%とします。企業債の条件は、企業債対象：工事費の45%、償還方法は、元利均等方式、1年賦、据置期間5年、貸付期間30年、年利率2.0%

<繰入金>

一般会計繰入金は一般会計が負担すべき経費であり、本来、繰出基準に基づいて一般会計から下水道事業等の会計に繰出されるものですが、現実には、繰出基準に基づくもの以外として、使用料で回収できない分や、受益者負担金等の徴収不足分等も繰出されています。このため、繰入金を総務省の繰出基準に基づく基準内繰入金と、それ以外の基準外繰入金とに区別しています。

このうち、本下水道事業では、高資本費対策費、分流式下水道等に要する経費が繰出基準に基づく基準内繰入金に該当し、総務省の交付税措置の対象となります。繰入基準額は、汚水処理費のうちの資本費の一部を対象額とし、毎年度の「地方公営企業繰出金について(通知)」に基づき算定します。それ以外の使用料収入で賄えない汚水処理費分は基準外繰入金の対象とします。

基準内繰入金対象経費は、高資本費対策費および分流式下水道等に要する経費、基準額は令和7年度総務省繰出基準に基づき算定しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<民間活用>

現在、処理施設の維持管理業務を中心に民間委託を進め、業務の効率化を図り、維持管理業務については、個別から一括発注に切り替える(包括的民間委託)等、経費削減に努めています。本計画期間及びそれ以降もこれを継続します。

<職員給与費>

投資以外の経費のうち、職員給与費は、今後、計画期間内で職員の増員または削減の予定はないため、過去の実績値を基に将来(令和8年度以降)値を決定します。

<動力費、薬品費、修繕費、委託費>

動力費、修繕費、委託料等の維持管理費用は、実績では年度により変動があります。将来値は、処理水量の変動に伴い、変動するものとし、過去の実績値を基に将来(令和7年度以降)値を決定します。将来値は、水洗化人口の増減率及び物価上昇率を乗じて算定します。

イ-1_総務省様式

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	接続意思のない家屋や事業所、合併浄化槽にて整備予定の区域など、下水道接続予定のない区域については計画区域から除外し、事業効率の向上を図ります。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき継続的に点検・調査を行い、終末処理場やマンホールポンプにおける電気・機械設備などの改築・更新について、平準化を見据えた整備を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	ウォーターPPPにおいて、今後は事前検討(導入可能性調査等)を進める計画です。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和8~9年度に料金改定の検討を行い、令和10年度から改定を予定しています。
資産活用による収入増加の取組について	予定無し
その他の取組	使用料収入を確保するため、水洗化の促進、接続率の向上に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資同様にウォーターPPPの取組を進めます。
職員給与費に関する事項	可能な限り必要最低限の人員で事業を行います。
動力費に関する事項	物価上昇率を考慮したうえで、終末処理場の設備やマンホールポンプの更新に際し、省電力化など経費削減に繋がる方策を検討します。
薬品費に関する事項	一括購入や同等効果で安価な代替薬品の選択を検討します。
修繕費に関する事項	施設や管渠等の点検を継続し、老朽・破損箇所の早期発見、把握に努めることにより、修繕費用の抑制を図ります。
委託費に関する事項	委託業務について検討し、経費の削減、効率化に努めます。
その他の取組	予定無し

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>本戦略の策定に当たり、その内容は、住民や議会にわかりやすく情報公開していくものとします。</p> <p>また、本戦略の確実な実行のため、毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、5年に一度を目安として、計画の見直し(ローリング)を行います。計画の進行では、PDCAサイクルを活用し、計画、実施、検証、見直しを継続的に行って更なる取り組みの向上を目指します。</p> <p>検証、見直しにおいては、各関係者からの意見聴取を行い、客観的かつ合理的な検証・見直しを行うよう留意します。あわせて、各種の経営指標等を活用して同種企業との経営状況の比較分析を行うなど、経営状況を的確に把握し、経営健全化・効率化に取り組んでいきます。</p>
---------------------	--